

## かけがわ苑入所対象

日常生活で常に介護が必要で、在宅で適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護が受けられます。但し、以下に該当する場合は、その他の介護保険サービス等をご検討願います。

- ① 入所に対し、本人の同意が得られない場合。  
(認知症等で、意思確認が困難な場合はこの限りではありません。)
- ② 共同生活に著しく支障をきたす暴力行為がある場合。
- ③ 医師の管理のもと、医療処置を常時必要とする状態の方。(持続点滴・頻繁な吸引・酸素等)
- ④ 伝染病疾患などの病気の方。
- ⑤ 透析を必要とされる方。
- ⑥ 経管栄養で鼻腔をされている方。(胃ろう栄養の方は、現在の主治医と交換等の協力を承諾されている方のみ受け入れが可能です。)
- ⑦ 糖尿病によるインシュリン注射を必要とされている方。(その他の病気で注射治療を行っている方も同様です。)

### 【入所基準の変更】

**平成 27 年 4 月より、特別養護老人ホームへ入所できる方は、原則、要介護 3 以上の方に限定されます。ただし要介護 1・2の方でもやむを得ない事情で、居宅において日常生活を営むことが困難な場合には特例的に入所が認められます。(特列入所の判断は保険者市町が行います。)**

### 【退所基準の変更】

**入所後、更新時に要介護 1・2 及び、要支援 1・2 に改善された場合は退所となります。ただし、要介護 1・2の方で特列入所の要件に該当している場合は引き続き入所が可能です。**

※特列入所の要件

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- ⑤ 居宅サービス等の利用に関する状況などから、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。

### 【入所までの流れ】

- ① 入所の順番が上位になりましたら、施設からご連絡を致します。その際に健康診断書の提出を依頼します。(急なお声掛けになる場合もございますのでご了承ください。)
- ② お部屋をご用意できましたら、その時点で施設からご連絡を致します。担当職員が面接に伺い、**問題がなければ、おおよそ 1 週間以内に入所していただくこととなります。**
- ③ なお、入所のご案内を保留された場合は、次の待機者へご案内することをご了承ください。

## 特別養護老人ホームかけがわ苑利用料について

### 1. 利用料（1ヶ月の目安） ※介護保険一部負担額＋食費＋居住費

R4.10.1

	多床室（1割）	多床室（2割）	個室（1割）	個室（2割）
要介護1	90,720円	112,440円	100,200円	121,920円
要介護2	93,060円	117,090円	102,540円	126,570円
要介護3	95,490円	121,980円	104,970円	131,460円
要介護4	97,830円	126,630円	107,310円	136,110円
要介護5	100,110円	131,220円	109,590円	140,700円

\*上記の金額には診察代、お薬代は含まれていません。

### 2. 居住費、食事の負担（1日あたり）

世帯全員が市町民税非課税の方や、生活保護を受けられている方は、施設利用料・食事の負担が軽減されます。

対象者		区分	居住費 (多床室)	居住費 (個室)	食費
生活保護受給者		利用者負担 1段階	0円	320円	300円
世帯 民 員 税 が 非 課 税	老齢福祉年金受給者				
	課税対象収入額と合計所得金額の合計が概ね80万円以下の方	利用者負担 2段階	370円	420円	390円
	①合計所得が80万円以上120万円以下 ②合計所得が120万円以上	利用者負担 3段階	370円	820円	① 650円 ② 1,360円
上記以外の方		利用者負担 4段階	855円	1,171円	1,445円

\* 利用者負担段階により、上記の金額で負担していただきます。なお、第1段階から第3段階における第4段階との差額は、市町にて負担します。

\* 各種加算は下記のとおりです。それぞれ別途加算されます。（1単位：10.14円での換算）

夜勤職員配置加算（I）（13単位/日）

看護体制加算（I）（4単位/日） 看護体制加算（II）（8単位/日）

日常生活継続支援加算（36単位/日） 療養食加算 対象者のみ（18単位/日）

介護職員処遇改善加算I（1月につき、上記合算による所定単位×83/1000）

介護職員特定処遇改善加算I（1月につき、上記合算による所定単位×27/1000）

介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき、上記合算による所定単位×16/1000）

褥瘡マネジメント加算I 対象者のみ（3単位/月）

褥瘡マネジメント加算II 対象者のみ（13単位/月）

栄養マネジメント強化加算（11単位/日）

安全対策体制加算（入所当月のみ20単位）

科学的介護推進体制加算II（50単位/月）

### 3. 高額介護サービス費について

1ヶ月あたりの1割負担が一定の限度額を超えた場合は、超えた分が市町より利用者へ払い戻されます。低所得者には、低めの限度額が設定されています。

利用者負担区分	上限額
市民税が世帯課税で、課税所得が690万円以上の方	140,100円（世帯）
市民税が世帯課税で、課税所得が380万円以上690万円未満の方。	93,000円（世帯）
市民税が世帯課税で、課税所得が380万円未満の方	44,400円（世帯）
市民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間に80万円を超えている方。	24,600円（世帯）
合計所得金額および課税年金収入が80万円以下の 高齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護 の受給者とならない場合	15,000円（世帯）

- \* 食事代・居住費は、含まれません。
- \* 支給を希望される場合は、市町への申請が必要です。

### 4. 社会福祉法人利用者負担額軽減措置事業

低所得者の負担軽減措置事業として、社会福祉法人より提供されるサービスのうち、所得の少ない方に対して、利用料が25%軽減されます。ただし、利用者負担第1段階の方は50%軽減されます。

特に生計が困難な方として、市町村が認めた方が該当します。以下の項目を全て満たした方が該当者となります。

- ① 単身世帯で年間収入が150万円以下であること
- ② 単身世帯で預貯金額等が350万円以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産が無いこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

\*上記に該当される方は、市町への申請が必要となります。その際には収入の目安となる前年度分の公的年金等の源泉徴収票と預貯金通帳が必要となります。

### 5. その他実費負担

- ① 医療費
- ② 理髪代
- ③ インフルエンザ予防接種代
- ④ 胸部レントゲン撮影代
- ⑤ その他、日常生活品の購入代金

\*嗜好品等、利用者が負担する事が適当と認められるものは、個人の負担となります。

## 6. 利用料の変更について

介護保険の見直しがあった場合や、経済状況の変化等やむを得ない事情があった場合は、利用料は変更することがあります。

## 7. その他

- ① 紙おむつ代は「介護保険一部負担額」に含まれています。追加負担はありません。
- ② 利用中の洗濯は、日常生活援助として施設で行います。費用負担はありません。但し、クリーニングをご希望される場合は、自己負担となります。また、入院中や外泊中の洗濯については、ご家族で対応をお願いします。
- ③ 従来型個室をご利用される方で、テレビやタンス類が必要な方は、持ち込みが可能です。

## 特別養護老人ホームかけがわ苑への入所の方法について

県内すべての施設において、入所の必要性の高い方より優先的に入所できます。

### 1. 入所順位の決め方

- ① 申込者の要介護度
- ② 申込者の家族状況（一人暮らし、介護者が高齢、要介護者が複数など）
- ③ その他特別な状況

\*上記①～③等を点数化し、点数の高い方より順番に優先順位を決定します。

\*優先入所判定委員会の開催は、3月・7月・11月の3回を予定しています。

### 2. 入所申込書

- ① かけがわ苑が指定する申込書により、お申込みください。
- ② **入所申込書の有効期限は2年間です。**
- ③ 入所申込書提出後、状況に変化があった場合はその都度個人の責任において再提出（更新）をお願いします。なお電話及び口頭での受付はできませんので、窓口までお持ちください。
- ④ 申込みの際は、下記の物をご提示ください。
  - ・介護保険証
  - ・介護保険負担割合証
  - ・身体障害者手帳等（お持ちの方）
  - ・お薬手帳又は薬情（調剤薬局でいただく薬の説明書）

### 3. 申込み先

〒436-0043

静岡県掛川市大池648番地 特別養護老人ホームかけがわ苑 相談援助室

電話0537-24-5527

### 4. 制度についてのお問合せ

掛川市役所 長寿推進課 電話0537-21-1196

又は最寄りの市町担当窓口へお問合せ下さい。